

山武市都市計画審議会議事録

日 時	平成26年3月18日(火) 時刻：13:30～14:35	場 所	山武市役所第7・8会議室
	1. 開会 2. あいさつ 3. 議事		
事務局	(1) 会長及び副会長の選任について 現在、会長及び副会長は不在となっております。 本日は、新規委員となってからの最初の委員会となりますので、会長及び副会長の選任を行わせていただきます。 それでは、これより会長及び副会長の選任に入らせていただきます。 議長につきましては、会長が選任されるまでの間、並木都市建設部参事が仮議長を務めさせていただきます。		
仮議長	それでは、会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。 よろしくお願い致します。 山武市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長は学識経験者について委嘱された委員のうちから委員の選挙によると定めてありますが、いかがいたしましょうか。		
委員 仮議長	事務局でお考えの案がありましたら、示していただければと思います。 ただ今、事務局での案とのご意見がありました。いかがでしょうか。 異議なしとのことですので、事務局の案を示して下さい。		
事務局	事務局と致しましては、引き続き前会長の稗田委員にお願い出来ればと考えております。		
仮議長	ただ今、事務局より稗田委員を会長にとの案が示されました。 稗田委員を会長とすることに、賛成の方は挙手をお願い致します。 全員の方のご賛同を頂きましたので、会長には稗田委員が選出されました。		
事務局	新しい会長が選出されましたので、山武市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、これより新会長に議長をお願い致します。 ご協力ありがとうございました。		
事務局 議長	稗田会長、司会進行をお願い致します。 会長にご指名いただきました稗田でございます。 どうぞよろしくお願い致します。 続きまして、副会長の選出に入りたいと思います。		
事務局	山武市都市計画審議会条例の規定では、委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。 それでは、事務局からの案をお示しいただいてよろしいでしょうか。 事務局と致しましては、新会長に一任したいと考えております。		

各委員 議長	<p>それでは、新会長に一任とのことですが、では、千葉大学の木下先生にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは皆様からご承認いただいたということで、木下先生に副会長をお願い致します。</p>
議長	<p>会長・副会長が選任されましたので、一言ずつ御挨拶をお願い致します。</p>
副会長	<p>ただ今ご承認をいただきました稗田でございます。</p> <p>微力ではございますが、山武市の都市計画について出来る限りの務めをしていきたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>千葉大学の木下と申します。</p> <p>副会長ということで選任をいただきましてありがとうございます。</p> <p>せんえつながら識を活かして都市計画審議会にご協力させていただけたらと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>「まず議事録署名人2名の選出ですが、伊藤委員、鈴木委員のお二人にお願いしたいと思っております。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>
議長 事務局	<p>(2) 山武市景観計画について</p> <p>それでは議事2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、並木が説明をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>本日の都市計画審議会、行為に制限高さ面積等についてということでご説明させていただきます。</p> <p>本日説明をさせていただきます景観計画は、景観への考え方と規制の部分となっております。</p> <p>その中にその規制をする、届出をするという部分がかかれております。</p> <p>その中に面積、高さについて書かれております、その部分についてご意見をお願いしたいと考えております。</p> <p>それではその前に概要等について説明をさせていただきます。</p> <p>景観計画と都市計画の関係でございます。</p> <p>景観計画はまちづくりの一貫を担う計画でございます。</p> <p>土地利用の規制、建築等の規制、これは、都市計画と密接な関係があることから、都市計画審議会に諮らせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、都市計画マスタープランの中にある景観に関する方針図となっております。</p>

景観法では、景観計画を定めるときは市町村の都市計画審議会の意見
を聴かなければならないとなっております。

景観計画とは、良好な景観の保全や創出に向けた考え方。

景観計画の区域、形成に関する方針を定めなければならないことにな
っております。

誘導策として行為の制限、建築物、工作物等の高さ、配置、色彩等の
制限を定めることとしています。

景観計画の構成としまして、必須項目である景観計画の区域等、選択
事項としまして屋外広告物等に関する制限を定める制限等を記載するこ
ととなっております。

景観計画策定の目的と致しまして、人々の価値観・生活様式の多様化
により景観を守り育てることが困難になってきています。

そのために、山武市の目指す景観のビジョンの提示、景観計画を策定
することによって提示することとしています。

これまでの主な経緯と致しましては、景観フォトコンテスト、景観ワ
イワイ広場、景観セミナー、策定委員会などを行ってきております。

フォトコンテストの様子です。

入賞作品につきましては、作成中の景観計画の中で活用させていただ
いております。

景観ワイワイ広場、景観セミナーの様子です。

景観計画策定委員会とは、景観計画の策定にあたり設置した機関です。
学識経験者、各専門分野の代表者、市民が委員となっております。

平成 25 年度につきましては、4 回開催を行っております。

第 1 回、第 2 回につきましては、景観の現況と課題につきまして、ご
意見をいただいております。

第三回につきましては、計画の構成、第 4 回につきましては方針や行
為の制限についてご意見をいただいております。

山武市景観計画の素案の概要

景観計画の区域と致しまして、都市計画区域と同じ市内全域としてお
ります。

景観を重点的に進める地区と致しまして、成東駅南側周辺地区につ
きまして、景観形成、保全を重点的に取り組んでいくとしております。

景観計画の理念 皆様に事前にお配りしている資料の 26 ページにな
っております。

「過去から現在、未来へとつなぐ さんむの景観」

～手を携えて守り、創り、紡ぐ～

こちらにつきましては、住んでいる人をはじめ、人々が地域の良さを
理解すること、地域に暮らす人々が、協力して景観づくりに取り組むこ
と、景観を守るための仕組みを創ることに重きをおいて、人々が共に手
を携えて、誇れる景観を守り、また新たな景観を創り、未来へと紡いで

いくことを理念として掲げたものです。

景観計画の基本方針と致しまして、類型別「水・緑」、「暮らしの場・まちなみ」の基本方針とゾーン別、区域ごとの基本方針に整理をしております。

景観づくりの視点手法と致しまして、市民、事業者、行政が協働で一緒に進めていくことを重要としております。

先ほど説明をさせていただきました、行為の制限についてです。

行為の制限とは、景観形成に影響を与える一定規模以上の制限です。

対象と致しましては、建築物、工作物、開発行為その他等。

規模と致しましては、高さ、延べ床面積、敷地規模等。

内容と致しましては、高さ・配置、形態意匠、色彩、素材等となっております。

現在、進めている山武市の景観計画の現行案と致しましては、対象は、建築物、工作物、開発行為、その他ということで進めさせていただいております。

建築物の対象は、新築、増築、移転、修繕、模様替、色彩の変更。

工作物につきましても同じ内容となっております。

開発行為と致しまして、都市計画法第4条に規定する開発行為その他の政令で定める行為。

その他と致しまして、土地の形質の変更、木竹の伐採又は植栽、土石等の堆積、水面の埋め立て又は干拓、というようなものを対象と考えております。

それでは、建築物について委員の皆様のご意見をお願い致します。

建築につきましても、新築や増改築等の行為のうち、高さが10m超え若しくは延べ床面積500㎡、山武市の建築物は一般住宅の2階建てのものがほとんどなので、それよりも少し出ているようなイメージです。

山武市の今現在の高さに関する制限につきましても、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域という用途地域を設けているところがあります。

こちらにつきましても、絶対高さ10m、10m以上のものが建築出来ない場所がございます。

中高層建築物指導要綱、用途の中では第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域につきましても10m以上のものに申請が必要となっております。

それ以外の用途地域と用途地域の指定のない無指定地域につきましても、13m以上を対象としております。

リゾート法につきましても、500㎡以上13mのものが申請の必要があるということになっております。

自然公園区域につきましても、13m以上又は1000㎡以上となっております。

この赤丸のついているところが、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域となっております。

10m以上の建築が出来ない区域となっております。

千葉県自然公園公園区域です。

海岸と成東愛宕台です。

リゾート法の区域です。

旧蓮沼村と成東の白幡工業団地くらいまでの区域となっております。

大きな建築物ということでさんむ医療センター、山武市役所の写真です。

市役所の3階から撮った写真です。

市役所3階から城跡公園方面を撮った写真です。

真ん中の緑の屋根の建物は市営住宅の4階建の高さ13mのものとなっております。

こちらにつきましては、平成13年から平成24年の建築動態調査です。

高さ10m以上のものにつきましては、4.3%となっております。

高さ8mから9mのものが圧倒的に多い結果となっております。

次に建築面積の規制につきまして、現行案では500㎡となっております。

市内の面積規制につきましては、大規模小売店舗法1000㎡を超えるもの、千葉県自然公園条例延べ面積1000㎡を超えるもの、リゾート法高さが13m以上、500㎡を超えるものについて申請が必要となっております。

色彩等も考慮すると500㎡を超えるものが妥当ではないか。

こちらは、山武市のマツモトキヨシさん500㎡程度のイメージです。

色合いも関係するとちょっと目立ってきてしまうのかなというものでございます。

1000㎡程度ということでアウトレットBBです。

建築動態調査につきましては、500㎡以上のものにつきましては3.1%。107件という状況でございます。

次に、工作物ですが、対象は新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更、高さ10m以上超え敷地面積1000㎡超えとなっております。

また、この中にメガソーラーにつきましても検討していきたいと考えております。

これは田んぼの中の鉄塔の写真です。

アンテナ塔の写真です。

メガソーラーの写真です。

次に、開発行為、開発面積1000㎡超え、こちらにつきましては千葉県における開発行為等の規制規模で1000㎡以上、山武市宅地指導

要綱1000㎡以上計画戸数6戸以上のものが、申請が必要となっております。

その他と致しまして、土地の形質変更、木竹の植栽又は伐採、土石等の堆積、水面の埋め立て又は干拓300㎡となっております。

300㎡につきましては、山武市残土埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例により、300㎡以上のものにつきましては申請して下さいとなっております。

森林法の伐採届、伐採及び伐採後の造林届出制度というものがございます。

こちらにつきましては、地域対象民有林が対象となっております。

ただ今説明させていただいたところが、届出の制限がかかるかと考えているところです。

行為の制限の手続きの流れと致しましては、行為の対象となった場合は、着工する30日前までに届出を出す必要が発生します。

そして出されたものにつきましては、市の方で審査し、必要があれば、指導・助言、勧告・変更命令が出せるというようなものとなっております。

屋外広告物の表示・設置につきましては、屋外広告物条例に基づいた規制、望ましい広告物のあり方等について、例示につきましても検討していきたいと考えております。

景観重要建造物及び重要樹木の指定の考え方につきましても進めていくこととしております。

公共施設の景観づくりの考え方につきましては、市役所内の調整を図り、考え方の整理をしていくこととしております。

今後の予定といたしまして、今進めている景観計画は完成したものではありません。

今後、第1回、第2回の策定委員会を開催しまして、素案を完成させまして、その後パブリックコメントにおいて、市民の意見をいただき、その後策定委員会を開催しまして、その後都市計画審議会に諮り正式に意見をいただくことと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

少しお時間をいただきまして、補則をさせていただいてよろしいでしょうか。

本日都市計画審議会に諮らせていただきたいという内容でございます。

まず景観計画素案というものを、お配らせていただいているものがございますが、この進めている状況についてご審議いただきたいというのが本審議会の趣旨でございます。

特にこの中で、先ほど申し上げた行為の制限、特に都市計画との関連については特にご意見をいただきたいと思いますと思っておりますが、まずは進めて

いる景観計画、素案全般についてご意見をいただきたいとその後に行為の制限と考えております。

この景観計画素案内容でございますが、どのような構成になっているのかということでございますが、山武市の景観というのはどのようなものがあるのかを整理しているものでございます。

1 1 ページから自然の景観からまちなみ景観、有形文化財、眺望といった景観、山武市としてどのように景観を創っていきたいのか、というのが2 6 ページに理念ということで書かしていただいております。

過去から現在 未来へとつなぐ さんむの景観でございますが、山武市の景観、人と考えております、ものをたしかに制限する景観の考え方ですが、人を育てる、人々に理解をしていただき、活動していただく、活動の中で、どういう仕組みの中で動かしていくというところにしても、景観計画の中に書き込んであるという状況でございます。

実際に人々が動くにしても基準が必用であるということで行為の制限というものがございます。

その前に景観計画が、どのように造られたかということでございます。景観フォトコンテスト、市民の皆さんに景観という言葉を知っていただくということでフォトコンテストを開催させていただいております。

2 3 年から2 5 年の3 か年で開催をさせていただいております。

それからその下でございます、景観ワイワイ広場、市民懇談会、市民の方に集まっていただいて山武市の景観はどうか意見をいただくということで開催させていただいております。

景観計画を策定させていただく2 点ということで開催をさせていただいております。

それとは別に、景観セミナーといくものを、これは山武市内外に山武市の景観はこういうものだということをご紹介させていただいております。

一番下でございます景観計画策定委員会、景観計画の素案を造っている委員会でございます。

都市計画審議会とは別に組織を造らせていただきまして、景観計画を造るための委員会という位置づけとなっております。

今年度4 回開催させていただきまして、山武市の景観、どのようなものがあるか、どういう方向に向かうべきということについて議論していただき、その結果出来上がったものがこちらの素案というものでございます。

まず景観計画のエリアの部分、まずエリアを定めるということになっておりますので、こちらの方を定めさせていただいております。

市全域、先ほど申し上げたとおり、市全域が都市計画区域全域となっておりますので、すべて都市計画法と関連があるということになっております。

それから特に重点地区ということでご案内させていただいておりますが、駅前につきましては、いま整備を進めております。

この整備を進めるにあたって、駅前まちづくり協議会というのを造らせていただいております。

駅前、街並み景観としてどういうことをやるかについて議論していただいております。

そのために景観に関する議論をしていただきました。

ここにつきましては、重点地区ということで議論していただいた内容をこの中に取り込んでいる。

特に、ここは重点地区として位置づけさせていただいているところです。

この重点地区につきましては、市民の皆さん、若しくは行政の方から、ここは重点地区として取り込みたいというものが出来上がったとしたら、重点地区として通過をさせていただきたいという考え方でございます。

今は駅前をやっているということで、この中の一つ、最初の一つとして重点地区の定義をさせていただいているものがございます。

行為の制限と書いてありますが、何を対象とするかというものでございます。

建築物、工作物、開発行為、どちらかといったら土地の問題です。

その他、土地の問題です、埋立てや森林の関係などをその他としています。

この四つを大きく対象と致しまして規模というものがどれだけの高さ、若しくはどれだけの面積のものを対象とするかということでございます。

例えば建物でいいますと全ての建物、通常の戸建住宅全てを景観計画の行為の制限の対象に全てをするかということでございます。

制限といいますのは、今後、景観計画を定めまして、ある一定規模以上のものについて申請をして頂く、この申請をしていただく最低の基準を決めるための、それがこの規模ということになります。

ある一定の高さ以上、ある一定の大きさ以上これについては申請をしていただくというものを決めるという規模ということになります。

それから内容についてでございますが、何を規制するかというものでございますが、高さを規制するのか配置を規制するのか形態意匠を規制するのか若しくは色彩を制限するのかというのがこちらの内容となっております。

こちらについて制限若しくは規制をしていきたいという考え方でございます。

こちらの行為の制限で何を対象としているのかは、先ほど申し上げたとおり建築物、工作物、開発行為、その他、その他につきましては埋立

てとか森林の伐採が対象となるということでございます。

規模ということでございます、何をに対しまして、どれくらいの規模を対象にするかということでございます。

今こちらで案ということで投げかけさせていただいているのが、こちらでございます。

高さについては10m以上、延べ床面積でいいますと500㎡超え、こちら延べ床面積でございますが、2階建てのものであれば、1階の床面積と2階の床面積を合計していただいたもの、1階だけの建物であれば、1階だけの床面積で構いませんが、延べ床と申し上げたのは、例えば1階200㎡、2階200㎡併せて400㎡ということでございます。

延べ床面積500㎡以上と先ほど事例を出させていただきましたが、500㎡以上、500㎡程度これは126号線にありますマツモトキヨシでございますが大きさについて明記させていただいておりますが、約650㎡ 500㎡くらいだとこれだけ存在感があるということでございます。

こちらとしては500㎡ということで表示させていただいております。

高さで申し上げますと、4階建て、こちらは10mを越えているかと思えますけれども、4階建て以上になりますと10m以上という考え方です。

普通の戸建は10mいかない6m、7mぐらいのものとなっております。

農家住宅の屋根が大きいものになってきますと10m超えることがあるかもしれませんが、基本的に戸建住宅のものは10mを超えないものという考え方です。

存在感があるというのは10mを超えるということです。

建築物で申し上げますと高さは10m超え、延べ床面積500㎡超えを届出の対象としたい。

今届出の対象と申し上げましたが、届出の対象イコール規制という訳ではございません。

これだけの存在感のあるものについては、申請をして下さいという内容でございます。

その上で支障があるということであれば、制限をさせていただくという考え方になってございます。

これを超えたからといって、特に支障のないものについては制限が加わるというものではございません。

ただ、申請をする段階での基準を見ていただいているというものでございます。

これについては工作物についても同じ高さが10mを超えるもの、敷地面積が1000㎡を超えるもの、開発については1000㎡を超える

もの、これは市の条例で1000㎡と併せているものとなっています。
それから、埋立てにつきまして300㎡という数字が上がってきていますことから、300㎡という数字を出させていただいておりますが、正直、これにつきましては、景観計画の策定委員会の中でも本当に300㎡なのという意見としていただいております。

300㎡につきましては再考させていただきたいと考えております。
まずこちら山武市の都市計画についてでございます。

このうち色が塗ってあるところが、用途ということである程度の制限が働いている状況でございます。

こちらが用途と高さの関係を示したものでございます。

第1種低層住居、第2種低層住居、これについては絶対高さ10mということで、10m以上のものは建たないということになっておりますので特に規制の必要がない、それ以外のものについては、規制が無いので建てられる、ですので、規制をしていきたいと考えるものです。

なぜ10mとしたかというところでございますが、この10m以上の建物が建てられるこれにつきましては、まずここについては10m、それ以外の区域は13mということで制限されています。

ただ市の中で一か所は10mもう片方は13m、用途が塗ってある、塗ってないで、線を一本挟んで10m、13mの制限を加えるのはどうかということがございますので、実際は一律全て10mという基準で高さ等を制限させたいと思っております。

対象とするもの、届出の規模とするものについては、このように定めさせていただいているというものでございます。

何を規制するかということでございますが、これについては56ページ、これに対象を記載してございます。

高さ、配置、形態意匠、色彩、現在この中に記載してございます内容につきましては、来年度ガイドラインということで、少し具体の数値を検討させていただきたいと考えております。

景観計画策定委員会やガイドラインにつきましては、まだ進んでいないところがございます。

来年1年かけて具体の数値を記載させていただきたいと思っております。

内容については、こういうものを対象に、このような内容で記載させていただいているのが、現在の素案の概要でございます。

素案全般若しくは行為の制限の数値等につきまして、ご意見をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

議長

ただ今事務局から説明が終わりました。

山武市景観計画の全体的な考え方、目的、方針について、行為の制限についてご意見との話です。

山武市の景観計画全般について、皆様のご意見があればお伺いしたい

<p>委員</p>	<p>と思います。</p> <p>現在進めている中で特別な問題が起きていますか。あるいは要望とかあれば教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>景観ワイワイ広場の市民の方、懇談会の中では、山武市の景観がいろいろ無くなってきている、昔の景観が無くなってきているというような話は出てきております。</p>
<p>委員</p>	<p>山武市の場合は、先程地図を見せていただきましたけれども、都市計画で用途地域に指定されている区域は非常に限られている、それ以外のほとんどが無指定、色塗りされていない地域となります。</p> <p>景観計画として色塗りの中だけしっかりすればいいとなりがちですけれども、むしろ山武市の特徴は色塗りが無い部分あるし、価値もその地域のあると、ここは農業的な土地利用を中心とした景観、あるいは未曾有の景観と思いますのでぜひこの景観計画を色の塗られていない景観を制限とか規制というよりはしっかり守り、育てていくというような方向性を強く打ち出した景観計画していただけるとすごくいいのかなと思いました。</p> <p>もう一点はゾーンを4つですか、素案の29、30ページ以降ですね高度制限、景観形成基準をご説明していただきましたけれども、検討していただければということですが、せっかくこの四つのゾーン特徴があらうかと思います。</p> <p>この四つのゾーンにそれぞれ対応した高度制限若しくは景観形成基準を、細かくみるとゾーン割が非常に生きてくるし、ゾーンの景観に沿った景観形成が出来てくると思いますし、このゾーンの有る程度の制限のあり方、景観形成の基準というのがあると思います。</p> <p>その辺を対応されるとより具体的な景観計画になるのではないのかなと思いました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>貴重なご意見をいただいたと思いますが、事務局で最後、景観策定委員会で取りまとめ行くとのことをお話をいただいたと思います。</p> <p>おっしゃるとおり、色を塗っていないところが山武市の圧倒的なところであり、特徴があるのはむしろ色を塗っていないところかもしれません。</p> <p>こちらの方にも、山武市の特徴を記載させていただいている例であれば、山林であったり、田園の広がりであったりそういうところが白地地域、何も塗っていないところにあると思います。</p> <p>ここについてはまだ記載をされていないかもしれませんが、山武市の特徴を景観としてですねしっかり進めていきたいと考えてございます。</p> <p>二つ目のゾーンごとのということでしたご意見でございます。これにつきましては、今いただいたゾーンごとの特徴をさらに詰めてやらせていただきたい、基準等若しくはゾーンごとにとりまとめていきたい。</p>

<p>議長</p>	<p>おっしゃるとおり、丘陵の高さとですね田園の高さこれは確かに同じ10mでも違うかもしれません、ですのでこの辺は少し細かくつめさてていただいて進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>先ほどこれから制限をしていきますとの内容で、ご説明をさせていただきましたが、ここには数字が入ってございませんので、ですので、景観ゾーンごとの特徴をとらえて進めていきたいと思ひます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>貴重なご意見なので、ぜひ計画に取り入れていただきたいと思ひます。その他ございませんか。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>本須賀海岸に老人ホームが出来ましたが、高さはどれくらいですか。</p> <p>10mです、9.96mなので約10mです。</p> <p>規制があつてそのようになっています。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>10m以内で規制がかかっているということですか。</p> <p>二つの制限がかかっているところです。</p> <p>リゾート法の対象となつており、届出が必要となつております。</p> <p>高さ13m以上かつ500㎡以上、もう一つは自然公園区域、高さ13m以上若しくは1000㎡以上となつております。</p> <p>老人ホームにつきましては、10mいかないこととなつておりますが、津波の避難施設と指定させていただいております。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p>それでは、行為の制限ということについてということで、よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他の300㎡とありますが、広さについて記載はありますが、深さ的についてはどのようなになっているのでしょうか。</p> <p>残土条例の面積から来ているものであり、あくまでも面積というようものになつております。</p> <p>深さに関連するような行為の記載はございません。</p> <p>300㎡にするかどうかについては、景観計画策定委員会の方で質問を受けている状況でございます。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>その他ございますか。</p> <p>素案の54ページの工作物の②の規模、敷地面積1000㎡超の数値はどのような経緯で出てきたのか教えて下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>お配りした資料の方で、関連法とのつながりをお示してございますが、1000㎡の根拠と致しましては、市の開発行為で1000㎡を対象としていることからさせていただきました。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>他市町村の届出対象行為の設定状況では、工作物は高さの基準だけで、敷地面積については設定されていないようですけれども、山武市の場合には敷地面積の基準を触れるということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>他市との比較ということで、他市には面積という項目はございません。山武市の中で1000㎡を工作物に入れさせていただいたのは、太陽</p>

	<p>光発電が最近かなり市内に太陽光発電の行為がございます。</p> <p>こちらにつきましては、開発行為の対象になっておりません。土地をいじらないでそのまま設置できることから開発行為の対象とならない事例があります。</p> <p>実は存在感がかなりあるものです。</p> <p>太陽光パネルについては全国的にまだ事例が無く、どのような制限若しくはどのような例がということで、まだ議論を始めているところです。</p> <p>山武市としては、太陽光パネルということで、あえて敷地面積ということで入れさせていただきました。</p> <p>できましたら、太陽光パネルにつきまして、景観上の観点からご意見をいただければと思っております。</p>
委員	<p>個人的には、メガソーラーはやっていくべきものだと思いますけれども確かに景観事例というにはあるかと思えます。</p> <p>最近では農地だったところをこういった形で使われている。</p> <p>観照であってはっきりした数字は申し上げられませんが、1000㎡以下の小さなメガソーラーも見受けられる。</p>
事務局	<p>山武市のこれまでの実態というものを検証されたうえで、1000㎡というのを検討されてはどうかと思えます。</p> <p>どれくらいの規模というのがございますが、それについては検証させていただきます。</p>
議長	<p>その他何かございますか</p> <p>無いようでしたら、山武市景観計画行為の制限について現在進めている方向で進めてよろしいかどうかについて、進めることとしてよろしいかについてお諮りしたいと思います。</p> <p>賛成の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ということで、このまま進めていただきたいということでお願いいたします。</p> <p>以上で都市計画審議会を本日の議案終了いたしました。</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>長時間にわたりありがとうございました。</p>